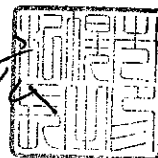


札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月29日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第11号

札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例

札幌市水道事業給水条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第7条第1項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「次条第2項」を「次条第2項ただし書」に改める。
- (2) 第37条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。